

保管金取扱窓口変更のお知らせ

福島家庭裁判所

令和7年12月15日(月)から、当裁判所で取り扱っていた保管金事務を福島地方裁判所(本庁)事務局会計課で取り扱うこととなりました。

つきましては、以下のとおり取扱いが変更されていますのでお知らせします。

1 保管金の納付について

(1) 保管金提出書の提出先

福島地方裁判所(本庁)事務局会計課

福島市花園町5-38、Tel 024-534-2238

(2) 振込銀行口座(当座納付)

【変更前】東邦銀行本店営業部(口座名:福島家裁 口座番号:47232)

【変更後】東邦銀行本店営業部(口座名:福島地裁 口座番号:38510)

(3) 現金での納付

福島地方裁判所(本庁)において現金による納付を取り扱います。

なお、保管金の納付は、電子納付(インターネットバンキングやペイジー対応のATM等を利用した納付)が便利です。御利用ください。

2 保管金の還付について(保管金に残額が生じた場合)

(1) 事前還付請求がある場合

福島地方裁判所(本庁)から還付されます。還付にあたって特段の手続きは必要ありません。

(2) 事前還付請求のない場合

窓口の現金還付については福島地方裁判所(本庁)での還付が可能です。還付請求の際はできる限り振込払いを御利用ください。

なお、保管金の納付時に事前還付請求(保管金提出書の〈還付金の振込先等〉欄への記載)を御利用いただくと、後日の請求を要することなく保管金が自動的に還付されますので、是非御利用ください。